

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）届出要領

熊本県子ども未来課

社会福祉法（以下「法」という。）第六十九条の規定により子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の開始、変更及び廃止については、都道府県知事に届け出る必要がある。

この届出については、次のとおり取り扱うこととする。

1 届出対象事業（政令指定都市を除く）

児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業

2 届出書類

(1) 事業開始時

- ・ 子育て援助活動支援事業開始届出書（別記第1号様式）
- ・ 条例、定款その他の基本約款
- ・ 収支予算書及び事業計画書

※留意点

定款等は、目的に子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を行う旨が記載されていること。

(2) 届出事項に変更が生じた時

- ・ 子育て援助活動支援事業変更届出書、変更前後表（別記第2号様式）
- ・ 条例、定款その他の基本約款
- ・ 収支予算書及び事業計画書

資料の記載内容に変更が生じた場合

(3) 事業休止・廃止届出

- ・ 子育て援助活動支援事業廃止（休止）届出書（別記第3号様式）

3 届出期限

(1) 事業開始時・・・・・・・・・・・・・・・・事業を開始した日から1月以内

(2) 届け出た事項に変更が生じた時・・・・変更の日から1月以内

(3) 事業廃止（休止）時・・・・・・・・・・・・・・・・事業を廃止（休止）した日から1月以内

※提出期限を越えて提出する場合、遅延理由書（任意様式）等の別途資料の添付が必要となるため、事前に県担当者に連絡すること。

4 届出方法

別表のLoGoフォームにより提出すること。

5 届出先

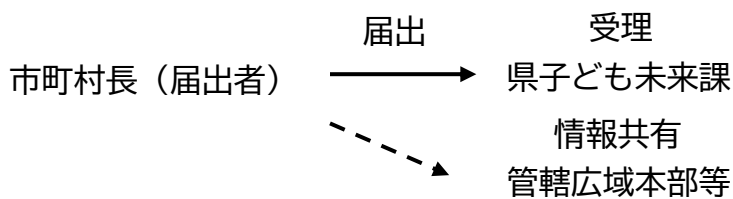
以下のフロー図に従い、事業実施者は市町村長に、市町村長は県（子ども未来課）に届け出ることとし、同時に管轄の広域本部等に情報提供する。

法では事業実施者が都道府県知事に届け出ることとなっているが、国の実施要綱では事業の実施主体が市町村となっていること等を踏まえ、事業実施者が提出する場合、原則として市町村長を経由して届け出るよう求めることとする。

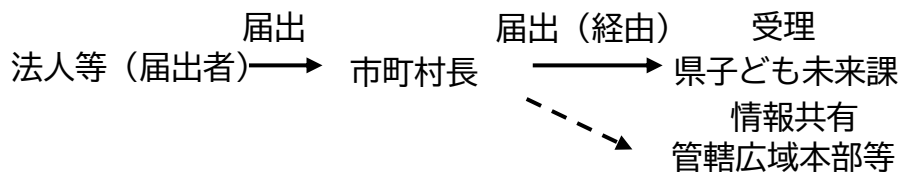
ただし、事業実施者の諸事情により市町村長を経由した届出が困難である場合は、この限りでない。

○フロー図

(1) 市町村長が届け出る場合



(2) 市町村長以外の者が届け出る場合



6 届出書の受理

県（子ども未来課）で受理した届出書に対しては、原則として届出を受けた旨の受理通知等を行わないものとする。

ただし、届出者から特段の申し出があった場合は、受付印を押印した届出書の写しを電子メールにより届出者に送付することとする。

なお、事業実施者の諸事情により、紙媒体による写しの送付が必要な場合は、事前に県（子ども未来課）に連絡すること。

7 その他

届出については、事業開始時、届出事項に変更が生じた時、事業廃止（休止）時に必要とするものであり、毎年度の定期的な届出の必要はない。

附 則

この要領は、令和4年（2022年）3月1日から施行する。

この要領は、令和8年（2026年）5月11日から施行する。

別表（第4関係）

| 市町村名 | 管轄広域本部等 | LoGo フォーム URL |
|-------|--|--|
| 宇土市 | 宇城地域振興局 | (インターネット) https://logoform.jp/f/3dnkA |
| 宇城市 | | (LGWAN) |
| 美里町 | | https://tb.logoform.st-apan.asp.lgwan.jp/f/3dnkA |
| 御船町 | 上益城地域振興局 | (インターネット) https://logoform.jp/f/EoacD |
| 嘉島町 | | (LGWAN) |
| 益城町 | | https://tb.logoform.st-apan.asp.lgwan.jp/f/EoacD |
| 甲佐町 | | |
| 山都町 | | |
| 荒尾市 | 県北広域本部 | |
| 玉名市 | | |
| 山鹿市 | | |
| 菊池市 | | |
| 阿蘇市 | | |
| 合志市 | | |
| 玉東町 | | |
| 和水町 | | (インターネット) https://logoform.jp/f/ODwYU |
| 南関町 | | (LGWAN) |
| 長洲町 | | https://tb.logoform.st-apan.asp.lgwan.jp/f/ODwYU |
| 大津町 | | |
| 菊陽町 | | |
| 南小国町 | | |
| 小国町 | | |
| 産山村 | | |
| 高森町 | | |
| 南阿蘇村 | | |
| 西原村 | | |
| 八代市 | | 県南広域本部 |
| 人吉市 | | |
| 水俣市 | (インターネット) https://logoform.jp/f/k09s6 | |
| 氷川町 | (LGWAN) | |
| 芦北町 | https://tb.logoform.st-apan.asp.lgwan.jp/f/k09s6 | |
| 津奈木町 | | |
| 錦町 | | |
| あさぎり町 | | |

| | | |
|------|--------|--|
| 多良木町 | | |
| 湯前町 | | |
| 水上村 | | |
| 相良村 | | |
| 五木村 | | |
| 山江村 | | |
| 球磨村 | | |
| 天草市 | 天草広域本部 | (インターネット) |
| 上天草市 | | https://logoform.jp/f/ZDTKU |
| 苓北町 | | (LGWAN) https://tb.logoform.st-apan.asp.lgwan.jp/f/ZDTKU |